

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年4月5日

大阪税関長 大内 聡

記

(届出蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
株式会社ヒューテックノオリン 東京都新宿区若松町33番8号 アール・ビル新宿	株式会社ヒューテックノオリン関西支店第二センター 大阪府高石市高砂2丁目1番地	廃業	—	令和6年3月31日